

新型コロナウイルス感染防止のための我が国検疫強化（追加措置）（3月19日）

【ポイント】

- 過去14日以内にイタリア、スイス、スペインの一部地域及びアイスランド全域に滞在していた方を対象として、本邦入国（帰国）時にPCR検査を実施する等の措置を開始します。
- 検査結果が出るまで6時間程度の待機が必要であるほか、検査結果が陽性の場合指定の医療機関に入院、陰性の場合も保健所による健康フォローアップが必要です。
- また、入国後、自宅を含む滞在場所での待機も要請されます。空港から待機場所までの移動には、公共交通機関を利用できません。

厚生労働省からの連絡によりますと、従来対象であったイタリア・ロンバルディア州、ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、マルケ州及びピエモンテ州、並びにサンマリノに加え、過去14日以内に次の国・地域に滞在していた方を対象とし、本邦入国の際に検査が開始されました。

（対象国・地域）

イタリア：ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、リグーリア州、スイス：ティチーノ州、バーゼル＝シュタット準州、スペイン：ナバラ州、バスク州、マドリッド州、ラ・リオハ州、アイスランド全域

- 1 過去14日以内に、対象国・地域に滞在歴のある方は、検疫法に基づいて本邦空港にて、検疫官にその旨を申告することが義務づけられています。虚偽申告等については罰則があります。
- 2 これらの方々については、空港の検疫所において、質問票の記入、体温の測定、症状の確認などが求められます。また、全員にPCR検査が実施され、検査結果が出るまでその場で6時間程度待機することが求められます。検査の結果、陽性なら隔離（入院）されます。陰性の場合でも検疫所（保健所）から健康フォローアップが求められます。
- 3 なお、空港等からの移動を含め公共交通機関（鉄道、バス、タクシー等）の使用はできません。また、入国後、自宅等を含む滞在場所で待機することも要請されます。したがって、空港から滞在場所までの移動手段（自家用車、レンタカーなど）の確保を事前に行ってください。
- 4 本件措置の詳細につきましては、厚生労働省の以下の連絡先にお尋ねください。

【日本国内から】0120-565-653、【海外から】+81-3-3595-2176

（了）